

事務連絡
令和元年9月27日



各関係機関・団体等
担当者 殿

三重労働局労働基準部賃金室長

三重県最低賃金の改正決定等に係る広報の実施について

平素は、最低賃金行政の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重県最低賃金につきましては、「1時間846円」を「1時間873円」に改め、最低賃金法の定めるところにより令和元年10月1日から発効となりましたのでお知らせいたします。

最低賃金制度は、労働者の就業形態の多様化等、社会経済情勢の変化に対応するセーフティネットとして、一層適切に機能することが求められていることから、三重県最低賃金の今回の金額改正を、県内の使用者及び労働者の方に広く周知していく必要があります。

つきましては、この取り組みについてご理解を賜り、同封いたしましたポスターの掲示及びリーフレットの配布、貴会会報誌等への掲載等による周知について、特段のご配慮をお願いいたします。

また、校正にあたり、ご不明な点がございましたら、対応させていただきますので、下記担当者までお問い合わせ下さい。

なお、貴会会報誌等にご掲載いただきましたなら、担当者までご一報願います。

* 最低賃金の改正決定にかかる掲載用例文及びリーフレットの電子媒体が必要な場合には、下記担当者までご連絡、お問い合わせ下さい。

担当者

三重労働局労働基準部賃金室 ふるたに こうけつ 風呂谷・纈纈

電話 059-226-2108

FAX 059-226-2117